

副本

初回期日 令和6年5月16日 午前11時00分

令和6年(ネ)第10号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 高野邦夫

被控訴人 国

答 弁 書

令和6年4月26日

広島高等裁判所第4部 御中

被控訴人指定代理人

〒730-8536 広島市中区上八丁堀6番30号

広島法務局訟務部(送達場所)

(電話 082-228-5485)

(FAX 082-502-3660)

上席訟務官 高野

剛 

上席訟務官 山本勝宏



訟務官 千同

舞 

訟務官 齊藤慎也



法務事務官 石井

秀 

法務事務官 山下

峻 

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被控訴人に送達された後14日経過した時とする
ること
を求める。

第2 被控訴人の主張

1 はじめに

被控訴人の事実上及び法律上の主張は、原審における被控訴人の主張のとおりであり、控訴人の請求を棄却した原判決の判断は正当である。

これに対し、令和6年1月28日付け控訴趣意書における控訴人の主張は、必ずしも判然としないが、いずれも基本的に原審における主張の繰り返しか、原判決を正解せず、控訴人独自の見解に基づき原判決を論難するものにすぎず、控訴人の主張に理由がないことは、原審における被控訴人の主張及び原判決の判示内容からも明らかである。

以下、念のため、控訴趣意書における控訴人の主張に対して、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語は原判決及び従前の例による。

2 第一審の判決の手續に法律違反はないこと

控訴人の主張は判然としないが、①第一審の判決に理由の記載がないこと、②裁判官が故意に虚偽の事実を判決に記載したことなどを主張し、第一審の判決の手續に法律違反があることから、その取消しを求めているものと解されるが、その主張にはいずれも理由がない。

すなわち、①について、第一審の判決に理由が記載されていることは一見して明らかである。また、②については、結局、原判決の判断や認定された事実が不当であることを主張するものであって、原判決が正当であることは既に述べたとおりである。

以上のとおり、第一審の判決の手續に法律違反がないことは一見して明らかであり、控訴人の主張には理由がない。

3 公権力の行使に当たる公務員の行為について、民法上の不法行為責任の規定が適用される余地はないこと

控訴人は、原判決が「原告が主張する不法行為は公権力の行使に当たる公務員の行為であるから、民法715条1項は適用されない」と判示した点について、同条項の適用がある旨主張して、原判決を論難するものと解される。

この点については、被控訴人が原審被告の令和5年8月16日付け第1準備書面第1の2で述べたとおり、控訴人が違法であると主張する加藤裁判官の本件期日における本件却下決定及び弁論の終結は、いずれも裁判官がした職務上の行為であり、公権力の行使に当たるから、被控訴人が同行為について民法の不法行為責任を負う余地はない。

したがって、原判決の判示は正当であって、控訴人の主張が主張自体失当であることは明らかである。

4 結論

以上のとおり、本件控訴は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

附 属 書 類

1 指 定 書

1 通

以 上